

令和8年5月29日

先達山太陽光発電所からの「反射光」について 市による現地調査を実施しました

先達山太陽光発電所からの反射光問題について、市による現地調査を実施しました。調査結果を公表するとともに、調査結果を踏まえ、市民等に注意喚起いたします。

記

1. 内容

(1) 反射光に関する本市及び事業者の対応状況

①経過

- ・環境影響評価の手段段階から事業者に対し太陽光パネルからの反射光の懸念を伝達。
- ・事業者から太陽光パネルの反射光は上空に向かうため市街地に届かないとの見解。
- ・市から事業者へ対応を要請し、事業者において対応を検討。

(市の対応)

- ・現地調査実施(R7.6月)
- ・報告の徴収を通知(R7.10月)
- ・**現地調査実施(R8.2月~4月)**
- ・現地調査を要請(R8.3月)
⇒現地調査の実施
⇒情報共有と調査結果の提出

(事業者の対応)

- ・報告の徴収への回答(R7.11月)
- ・反射光予測業務報告書提出(R7.12月)
- ・反射光実査協議申入(R8.4月)
⇒調査方法協議
⇒現地立会調査協議
- ・**現地調査実施(R8.5.16)**

(2) 市による反射光現地調査概要（春季分）

- ①目的 市街地に届く反射光の実態を把握すること。
- ②方法 事業者による「反射光予測業務報告書」を参考に、反射光調査地点を選定のうえ、反射光の影響を受けるとされている時期、時間帯に市職員を配置し、反射光の状況を目視で確認し記録。
- ③調査地点 1)吾妻中学校前、2)展望ベンチ、3)こころ吾妻、4)信夫山
5)主要地方道福島吾妻裏磐梯線（二子塚橋の東側）
6)主要地方道福島吾妻裏磐梯線（JA-SS野田南SSの西側）
- ④期間 令和8年2月24日から令和8年4月13日まで
（春分の日前後49日間）
- ⑤調査地点の反射光の状況

- ・固定観測点調査（3地点）
- ・移動観測調査（南北方向）

調査地点	調査期間	調査回数	反射光確認日数	反射光の到達時間帯	反射継続時間（1日あたり）
吾妻中学校前	2/24~4/3	8	6	15:50~16:26	16~32分間
展望ベンチ	2/24~4/3	8	5	15:49~16:23	12~34分間
こころ吾妻	2/24~4/13	10	7	15:53~16:37	8~38分間
信夫山	3/13	1	1	16:13~16:29	16分間
主要地方道福島吾妻裏磐梯線（二子塚橋の東側）	4/8・4/13	2	2	15:44~16:30	38~43分間
主要地方道福島吾妻裏磐梯線（JA-SS野田南SSの西側）	4/8・4/13	2	2	15:39~16:36	44~53分間

記者配布資料

⑥現地調査結果まとめ

- ・各調査地点において反射光の到達を確認。
- ・春季の反射光の方向は東～東北東方向。※シミュレーション結果は実態と概ね整合。
- ・反射継続時間は8分間～53分間。※シミュレーション結果との差異を確認。
- ・反射光継続時間の実態は総じて長い。
- ・年間累計反射時間も同様に長いと推定。

【反射時間の差異の理由】

- ・パネル定点での計算上の設定であること。
- ・敷設されているパネル群の面積が大きく、時間経過によりパネル群の反射位置が変遷していくこと。

(3) 今後の対応について

- ・市による現地調査を本年冬至頃まで継続的に実施します。
- ・季節毎の市現地調査結果を事業者に共有したうえで公表し、市民等へ注意喚起します。
- ・市立会による事業者の現地調査について、夏至以降の調査継続と、市への調査結果共有及び公表を求めます。
- ・事業者に対し、具体的な反射光影響防止措置等の検討と実施を求めます。

※市による反射光に関する現地調査結果（春季分）については、記者会見と同日（5/29 10:00～）に市ホームページ（先達山特設ページ）で公表するとともに、今後、市民等への注意喚起を行ってまいります。

[市ホームページ（先達山特設ページ）はこちら](#) →



(4) その他（景観回復について）

①経過

- ・これまで、市から事業者に対し、景観予測どおりの景観となるよう対応を要請し、事業者において対応を検討。

（市の対応）

- ・報告の徴収を通知(R7.10月)
⇒改善検討状況の報告
⇒景観保全の具体的手法・実施時期の報告等

（事業者の対応）

- ・報告の徴収の回答(R7.11月)
⇒上部三角形部分への追加植生を実施
⇒上部三角形部分等に常緑樹の苗木を植樹し維持管理も（～R8夏季にかけて）

担当：環境政策課 再エネ共生係
課長 穴戸 係長 富塚
電話 024-525-3742（直通）



先達山太陽光発電所からの
市による
「反射光」について現地調査を実施しました



先達山太陽光発電所からの

市による

記者会見資料

「反射光」について現地調査を実施しました



先達山太陽光発電所に関しては

太陽光パネル反射光の問題が顕在化

市の対応

(経過)

- ・パネルからの反射光の懸念
- ・事業者へ対応を要請

- ・現地調査実施(R7.6月)
- ・報告の徴収を通知(R7.10月)
- ・**現地調査実施(R8.2月~4月)**
- ・現地調査を要請(R8.3月)
 - 現地調査の実施
 - 情報共有と調査結果の提出

事業者の対応

(経過)

- ・反射光は市街地に届かない
- ・対応を検討
- ・報告の徴収への回答(R7.11月)
- ・反射光予測業務報告書提出(R7.12月)
- ・反射光実査協議申入(R8.4月)
 - 調査方法協議
 - 現地立会調査協議
- ・**現地調査実施 (R8.5.16)**



発電施設完成後の全景



反射光の状況
主要地方道福島吾妻裏磐梯線
(JA-SS野田南SSの西側) 4/13撮影

- ・固定観測点調査 (3地点)
- ・移動観測調査 (南北方向)



先達山太陽光発電所からの

市による

記者会見資料



福島市
FUKUSHIMA CITY

「反射光」について現地調査を実施しました

調査期間：2/24～4/3
反射光到達時間帯：15:49～16:23
反射継続時間：12～34分間/日



撮影日：3/12

【市による反射光の確認範囲と各調査地点の状況】



調査期間：2/24～4/3
反射光到達時間帯：15:50～16:26
反射継続時間：16～32分間/日



撮影日：3/17

調査期間：2/24～4/13
反射光到達時間帯：15:53～16:37
反射継続時間：8～38分間/日



撮影日：4/8

調査期間：4/8・4/13
反射光到達時間帯：15:44～16:30
反射継続時間：38～43分間/日



撮影日：4/8

調査期間：4/8・4/13
反射光到達時間帯：15:39～16:36
反射継続時間：44～53分間/日



撮影日：4/13

調査期間：3/13
反射光到達時間帯：16:13～16:29
反射継続時間：16分間/日



撮影日：3/13



「反射光」について現地調査を実施しました



市による反射光現地調査概要

春季分

- (1)目的 市街地に届く反射光の実態を把握すること。
- (2)方法 事業者による「反射光予測業務報告書」を参考に、反射光調査地点を選定のうえ、反射光の影響を受けるとされている時期、時間帯に市職員を配置し、反射光の状況を目視で確認し記録。
- (3)調査地点 ①吾妻中学校前 ②展望ベンチ ③ここら吾妻 ④信夫山
⑤主要地方道福島吾妻裏磐梯線（二子塚橋の東側）
⑥主要地方道福島吾妻裏磐梯線（JA-SS野田南SSの西側）
- (4)期間 令和8年2月24日から令和8年4月13日まで
（春分の日前後49日間）
- (5)各調査地点の反射光の状況

調査地点	調査期間	調査回数	反射光確認日数	反射光の到達時間帯	反射継続時間（1日あたり）
吾妻中学校前	2/24~4/3	8	6	15:50~16:26	16~32分間
展望ベンチ	2/24~4/3	8	5	15:49~16:23	12~34分間
ここら吾妻	2/24~4/13	10	7	15:53~16:37	8~38分間
信夫山	3/13	1	1	16:13~16:29	16分間
主要地方道福島吾妻裏磐梯線 （二子塚橋の東側）	4/8・4/13	2	2	15:44~16:30	38~43分間
主要地方道福島吾妻裏磐梯線 （JA-SS野田南SSの西側）	4/8・4/13	2	2	15:39~16:36	44~53分間

現地調査結果まとめ

- ・各調査地点において**反射光の到達を確認**。
- ・春季の反射光の方向は**東~東北東**方向。
※シミュレーション結果は実態と概ね整合。
- ・反射継続時間は**8分間~53分間**。
※シミュレーション結果との差異を確認。
- ・反射光**継続時間**の実態は**総じて長い**。
- ・年間累計反射時間も同様に長いと推定。

【反射時間の差異の理由】

- ・パネル定点での計算上の設定。
- ・敷設されているパネル群の面積が大きい。
- ・時間経過によりパネル群の反射位置が変遷。



「反射光」について現地調査を実施しました



調査結果を踏まえた 今後の対応について

- 市による現地調査を本年冬至頃まで継続的に実施します。
- 季節毎の市現地調査結果を事業者に共有したうえで、公表し、市民等へ注意喚起します。
- 市立会による事業者の現地調査について、夏至以降の調査継続と、市への調査結果の共有及び公表を求めます。
- 事業者に対し、具体的な反射光影響防止措置等の検討と実施を求めます。

その他 景観回復について



※ 常緑樹の植樹予定エリア

市の対応

- (経過)
- 事業者へ景観回復対応を要請
 - 報告の徴収を通知(R7.10月)
 - 改善検討状況の報告
 - 景観保全の具体的手法・実施時期の報告等

事業者の対応

- (経過)
- 対応を検討
 - 報告の徴収の回答(R7.11月)
 - 上部三角形部分への追加植生を実施
 - 上部三角形部分等に常緑樹の苗木を植樹し維持管理も (~R8夏季にかけて)